

令和2年第4回広尾町議会臨時会 第1号

令和2年7月15日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第67号 財産の取得について
- 5 議案第68号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第7号）について
- 6 議案第69号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	齊 藤 美 津 雄
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	西 脇 秀 司

住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	佐 藤 清 美
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 美
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 清 美
兼 保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長 補 佐	佐 藤 清 美
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	道 尚 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	成 田 ま ゆ み
兼 豊 似 保 育 所 長	成 田 ま ゆ み
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
建 設 水 道 課 長	前 田 憲 一
建 設 水 道 課 主 幹	北 藤 盛 通
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	前 田 憲 一
港 湾 課 長	森 谷 亨
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
兼 図 書 館 長	小 川 浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
併 事 務 局 長	平 浩 則

事務局次長 寺井 真

○出席事務局職員

事務局次長	白石晃基
事務局次長	保坂一也
総務係主事	西村萌

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和2年第4回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から議案3件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり、委任・囑託の申出のあった当該関係者の出席を求めております。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北藤利通議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和2年第4回臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
まず、1点目の高額医療合算介護サービス費の支給漏れについてであります。
介護保険における高額医療合算介護サービス費につきましては、介護保険と医療保険の自己負担額の1年間の合計額が所得区分に応じた限度額を超えた場合、その超えた金額を支給することで負担軽減を図る制度ですが、このほど介護保険施設などへの入所のため町外へ転出された、いわゆる

住所地特例の方々への支給漏れがあったことを確認いたしました。担当職員が制度の趣旨や概要を十分に理解していなかったことが、このたびの誤りの要因となったものでございます。

事実関係を調査したところ、未支給となっている方は15人で、その合計額は平成22年度分から令和元年度分までで95万8,182円であることが判明をいたしました。このたびの不適切な事務処理によりご迷惑をおかけした15名の方々に対しましては、心からお詫び申し上げるところであります。

このたびの支給漏れについては、単なる事務処理上の誤りとして済まされるものではなく、行政を担う職員にとっては決してあってはならないことであり、結果、町民の皆さんの信頼を損なうこととなり、重ねてお詫びを申し上げるとともに、介護保険法の規定により既に消滅時効となっているものも含めまして、速やかにその全額をお支払いいたします。今後は二度とこのようなことが起きないように、担当部署はもちろんのこと、職場全体で事務処理の点検体制を再構築するとともに、制度の趣旨や概要、その手続や給付までの流れを熟知の上、正確に事務処理を行うよう指示いたしました。

なお、本臨時会におきまして、このたびの未支給分をお支払いするための関連補正予算を提案させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。

国の第2次補正予算が成立し、国から追加交付額が示されましたので、ご報告いたします。

本交付金の対象となる事業は、実施計画を作成する地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に対応した事業とされております。本町の交付限度額は、2億4,871万1,000円であります。うち、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分が5,248万7,000円、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分が1億9,622万4,000円であります。

現在、事業の取りまとめをし、実施計画の策定作業を行っております。計画策定後、補正予算案を提出させていただきますが、特に実施に緊急を要する事業等について報告をさせていただきます。

1つ目といたしまして、新生児特別定額給付金であります。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、住民基本台帳に登録されている方全員が支給対象となりました特別定額給付金1人10万円の分ではありますが、これの支給であります。これは、令和2年4月27日までに生まれた方が該当となったものであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症はいまだに収束しておらず、今後も長期化が予想されます。広尾町といたしましては、新たに要綱を制定し、特別定額給付金の該当になっていない4月28日以降に生まれたお子様も同様に10万円の支給対象とし、子育て世帯の家計へのさらなる支援を行うものであります。

2つ目の漁業緊急支援事業給付金であります。

コロナウイルス感染症の影響によりまして、本町で漁獲される水産物が急激かつ極端な価格低迷を受け、漁獲金額が減少した広尾漁協の組合員である漁業者に対し、事業の持続と雇用の確保を図るため、早急な対策が必要な状況と認識しているところであります。広尾町の緊急的な取組といたしまして、新たに要綱を制定し、給付金を支給するものであります。緊急支援対策を講じることに

より、持続的な水産業の振興と漁業活動の確保を図りたいとするものであります。

3つ目であります。

小中学校情報機器整備事業についてであります。ネットワーク環境のない家庭等でもオンライン学習ができるよう貸し出しするためのモバイルルーターやタブレット端末等を町内の各小中学校に整備するものであります。

これらの事業に加えまして、新型コロナウイルス感染予防のための体温計や防災資機材などの購入に係る事業の経費について、本臨時会に補正予算を提案させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

3点目の、ひろお飲食店応援クーポン使用期間の延長についてであります。

3月30日開催の第1回臨時会でお認めをいただきました、ひろお飲食店応援クーポン配布事業につきましては、町民皆さんが新型コロナウイルス感染症の予防に努め使用を控えているとの声も聞こえておまして、7月13日現在で送付枚数6,608枚のうち使用枚数が3,854枚で、使用率が58%と低い使用率となっているところであります。広尾町といたしましては、少しでも多くの方に使用していただき、新型コロナウイルスの影響を受け売上げが減少している飲食店を引き続き応援するため、7月31日までの有効期間を9月30日まで延長することとしたところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第67号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第67号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第67号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、下記のとおり財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業名につきましては、移動図書館車購入事業、取得財産は、移動図書館車1台であります。

取得目的は、既存の移動図書館車の老朽化に伴う更新であります。

取得価格は、1,319万9,061円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通西3丁目30番地、釧路トヨタ自動車株式会社広尾店、店長板垣正人であります。

予定納期限は、本議案の議決後、令和3年3月31日までであります。

指名業者等の状況についてであります。東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、UDトラックス道東株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海

道ふそう帯広支店、釧路トヨタ自動車株式会社広尾店の5者をもって入札を行いまして、落札率は79.9%であります。

参考といたしまして、議案資料の1ページと2ページに内装や外観の図面を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第67号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第68号～日程第6 議案第69号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第68号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてと日程第6、議案第69号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第68号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第7号）及び議案第69号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、一括して提案説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策の事業の追加であります。

議案第68号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,021万円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億3,429万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次に、補正の歳出からご説明を申し上げます。

お手元の事項別明細書をお願いしたいと思います。

4ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費、3目養護老人ホーム施設費44万6,000円の追加は、故障している浴槽の排水管の改修工事であります。6目老人福祉費81万7,000円の追加は、介護保険特別会計への繰出金であります。同款2項児童福祉費、5目子育て支援費400万円の追加は、行政報告をいたしました新生児特別定額給付金であります。同款の4項災害救助費、1目災害救助費481万8,000円の追加は、災害時の避難所用の備蓄品であります。需用費でマスク、消毒液及び段ボールベッドの購入を、備品購入費では、パーティションの購入費を計上しております。資料の5ページ、6ページにそれぞれ購入数量などを記載しておりますので、確認いただければと思います。

次に、4款1項保健衛生費、3目予防費87万1,000円の追加は、公共施設用の非接触型体温計の購入であります。こちらも資料の7ページに購入数と配付予定施設一覧を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

5款2項林業費、2目林業振興費306万9,000円の追加は、林道補修工事の追加及び町有林整備の事業の整理であります。同款3項水産業費、2目水産業振興費は、行政報告をいたしました漁業緊急支援事業給付金であります。

8款1項消防費、3目の消防施設費657万4,000円の追加は、消防庁舎のモーターサイレンの修繕費であります。

9款2項小学校費、1目学校管理費1,972万5,000円の追加、続きまして次のページの同款3項中学校費、1目学校管理費1,136万9,000円の追加は、行政報告をいたしました各学校のタブレット等の整備費であります。

次、12款1項予備費は、全体予算を調整するものであります。

次に、歳入の関係であります。事項別明細書、お戻りいただいて歳入の関係であります。

3ページであります。

14款2項国庫補助金は、タブレット等の整備に関する補助であります。

18款1項繰入金金は、コロナウイルス感染症対策事業の財源として財政調整基金から繰り入れするものであります。

なお、新生児特別定額給付金、漁業緊急支援事業給付金及び各学校のタブレット等の整備事業の詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせます。

続きまして、議案第69号についてであります。

議案書の5ページであります。

本案は、令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ95万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億

9,688万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

7ページの補正の歳出から申し上げます。

お手元の事項別明細書4ページであります。介護保険特別会計の事項別明細書、お願いいたします。

2款1項介護サービス等諸費は、財源内訳の補正であります。2款3項高額医療合算介護サービス等費及び5款の1項償還金及び還付加算金は、行政報告をいたしました高額医療合算介護サービス費の支給漏れに係る予算の追加でありまして、時効未到来の分を2款3項に、時効到来分を5款1項にそれぞれ追加するものであります。

補正の歳入につきましては、高額医療合算介護サービス費の給付に係る財源の整理であります。

以上で、議案第68号及び議案第69号の補正予算についての提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、議案資料の3ページをお開きください。

私のほうからは、広尾町新生児特別定額給付金支給事業について説明させていただきます。

まず、1の目的になりますが、先ほども町長から行政報告にもありましたが、国におきまして新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金事業として、1人10万円の支給について行ったところでありますが、その事業の基準日が今年の4月27日に生まれた方までとしております。しかしながら、新型コロナウイルスは今後も家庭にもたらす影響の長期化が予想されることから、広尾町は、その基準日をさらに拡大しまして、国の特別定額給付金事業の対象になっていない子ども、新生児の子育て世帯に対しまして、さらなる追加の支援を行うこととしたものであります。

2の給付対象児になりますが、令和2年4月28日から令和3年4月1日に出生した新生児で、広尾町に出生後、最初に住民登録されました新生児とするものであります。

3と4になりますが、まとめてになりますが、受給権者は父または母になります。1人10万円の支給となります。

次のページ、4ページをお開きください。

5の申請と給付の方法になりますが、基本は出生の届出を役場にした際にこの給付金の申請をしていただくこととしますが、もう既に出生の届出を完了している方は、郵送で申請書を送付しまして折り返してもらおう等で処理することといたします。そして、給付の支払いは、口座への振込といたします。

6の今後のスケジュールであります。今週中には事務処理や案内発送を行いまして、早ければ

来月、8月の第1週には給付金の支給で事務を進めるつもりであります。

以上で、私のほうから説明を終わります。

1、議長（堀田） 次に、室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 議案資料の8ページをお開き願います。

広尾町漁業緊急支援事業の概要について説明をさせていただきます。

1、目的としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町沿岸で漁獲される水産物の急激で極端な価格低迷のため漁獲金額が減少した漁協組合員に対して、給付金を支給することにより、本町水産業の持続的漁業活動の確保を図ることを目的としております。

2の給付の対象者といたしまして、漁協組合員で、①としまして、漁協が取り扱った令和2年2月1日から令和3年1月31日までに営む1漁業種類における任意の月での税抜き漁獲金額と前年同漁獲金額とを比較した漁獲減少額が20%以上減少した者といたします。なお、昆布、フノリ、ギンナンソウにつきましては、海藻類として1漁業種類とさせていただきます。

②としまして、漁協の指導に基づき効率的な漁獲を継続していく意志がある者を対象とします。

③、町税等及び使用料の滞納がなく、暴力団排除条例に該当しない者とします。

もしくは、④としまして、町長が特に認めた者を対象とさせていただきます。

3、給付額についてであります。

給付額は、1,000円未満は切り捨てた漁獲減少額とし、上限を30万円といたします。

4としまして、給付金の申請及び給付の方法につきましては、申請は別に定める様式によりまして広尾町に申請するものとし、申請事務等は漁協で行っていただきます。申請者は、支給決定通知を受けた後、広尾町に給付金支給請求書を提出してもらい、申請者に口座振替によりまして給付金を支払うものとするものであります。

5、特記事項といたしまして、給付金の申請は令和3年2月28日までとし、漁協組合員1回限りとするものであります。

今後の予定といたしましては、来週の20日から22日のどこかの1日で、音調津総合センターと漁協にて組合員対象の説明会を行う予定であります。申請の手続が順調に進めば、早い方で8月のお盆前には給付金が支給される予定となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） それでは、私のほうから小中学校情報機器整備事業の補足説明をさせていただきます。

資料のほう、10ページと11ページをご覧ください。

この事業の目的なのですが、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、タブレット端末を児童

生徒1人1台分整備することにより、公正に個別最適化された学びの実現を図ることを目的とするものであります。

2番の活用方法なのですけれども、タブレット端末を1人1台児童生徒へ整備するという事で、このことにより児童生徒間や教員間との情報共有が可能となり、クラウド教材やeラーニングシステムの有効活用、調べ学習では、課題や目的に応じてインターネット等を使い、様々な情報を主体的に情報収集・整理・分析を行ったり、表現・制作活動では、推敲しながらの長文作成や写真、音声、動画等を用いた多様な資料、作品の制作が可能となります。また、授業の準備、それと授業中の作業で今まで資料等を配付していたのですけれども、そういったことも双方向で教職員の負担軽減、業務の効率化が図られると思っております。

モバイルルーターにつきましては、ネットワーク環境のないご家庭等に対してオンライン学習環境を整備するため、貸出用として各校10台ずつ購入するものでございます。こちらのほう、現在、貸出要綱を作成中でございます。タブレット等と併せてモバイルルーターの貸出しも検討しております。

ウェブカメラ、ヘッドセットについては、臨時休校等の緊急時において、カメラ機能等がついていないパソコン等を活用するため、教職員と児童がやり取り、そういうものが円滑に行えるよう、同時双方向に対応した設備を各校3セットずつ整備するものでございます。

豊似小学校の電源キャビネットの購入につきましては、タブレット22台収納可能なものを2台設置することにより、充電しながら安心・安全な保管体制を整備することができるものであります。

以上でございます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計と介護保険特別会計の2件を一括して行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。一般会計と介護保険特別会計の2件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案2件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。議案第68号と議案第69号の2件に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） まず、一般会計でありますけれども、議案資料の8ページ、広尾町漁業緊急支援事業の関係であります。

事項別明細では5ページとなっておりますけれども、過般この問題については取り上げましたけれども、例えば今の説明では1漁種当たり上限30万円ということでもありますけれども、例えば昆布漁業、本来であれば今日から解禁ということなのですけれども、1人乗りから2人乗り、それから拾い昆布とか、同じ昆布漁でも、そういった差異があります。また、加えて機船漁業の場合は2人乗

りから5人、6人という形で、それだけ広範にわたる漁業種類ということでもありますので、例えば大樹は、1人乗りについては30万円、2人以上については50万円という形で、2段階で上限額を設定して漁業者に対する緊急支援を行っておりますけれども、本町の場合、そういった部分で、広範にわたるそういった漁業種類について、どのように検討されて今回の上限30万円に設定したのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

それから、同じく事項別明細5ページでありますけれども、教育費の小学校費、次のページの中学校費の関係であります。

いわゆる小中学校の情報機器整備事業ということでもありますけれども、今回、国の補助で整備をするということですが、例えばこの中でタブレット、全児童生徒に配付をしますけれども、1つに、ここにも書いてありますけれども、いわゆるネットワーク環境、これですね。例えば広義な解釈でいけばスマートフォンもネット環境に入りますけれども、純然たる、いわゆるパソコンを各家庭に設置をしてインターネット接続しているという部分について、本町で設置をされているのが何世帯、これについてもし分かればご説明いただきたいと思ひますし、あとこの中でモバイルルーターだとかウェブカメラがそれぞれ各校10台ずつ、それからウェブカメラが3セットずつなのですが、例えば広尾小学校は児童数が220人近くいるかと思ひますし、片や豊似小学校は30人ちょっと、それぞれ児童生徒数の乖離があるのですけれども、当然学級数も違ってくると思うのです。そういった意味で、ルーターあるいはウェブカメラが同数の3台ずつあるいは10台ずつということで、これらについては全体としてカバーできるのかどうか、それについてもご説明をいただきたいと思ひます。

一括ということで、介護保険特別会計の部分で、先ほど行政報告で支払うべき部分での支給漏れがあったということなのですけれども、この中でちょっと確認なのですけれども、平成22年度からということで金額のカウントがありましたけれども、一般論として、例えば保険税は時効が5年ありますし、保険料であれば2年という時効という規定があるのですけれども、今回のこの支給漏れについて、その取扱いについてはどのようになっているのか、これについてもご説明をいただきたいと思ひます。

以上です。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 広尾町漁業緊急支援事業の給付額の上限が30万円の理由のご質問だったかと思ひます。それについて説明させていただきます。

先ほど議員さん申しました大樹町、また、先行して行っている豊頃町、浦幌町、管内状況を参考にしながら考えまして、先行して行っておりました中小企業の緊急支援給付金と同等の支援になるように考えまして、上限を30万円とさせていただきます。

以上であります。

1、議長（堀田） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） それでは、前崎議員の質問に説明をさせていただきます。

先ほど出ていましたインターネットの環境家庭が何世帯あるかというのは、正確には押さえては
いないのですけれども、各小中学校にこの案件が出たときに、逆にWi-Fi環境のない家庭はど
れぐらいあるのだということをお尋ねしております。スマホがあってもスマホを持ち運んでしまっ
て子どもたちが使えるかどうかという不安な家庭もございまして、町内全体約20世帯ほどWi-Fi
環境がちょっと乏しいのではないかと調査結果が出ております。

それと、モバイルルーター各校10台ずつ、カメラ3セットずつということで、こちらのほう予算
を要求しておりますけれども、モバイルルーターの貸出し、10世帯なのでありますけれども、街の中、広
尾市街地のほうは、そういったWi-Fi環境のほうがかなり整っているような調査結果でござい
ました。逆に豊似地区のほうはかなりそういった部分ではモバイルルーターを貸し出すようなWi-
Fi環境の厳しいような家庭がたくさんあるということが分かっております。こちらのほう、こ
のような予算措置をしております。カメラも3セットずつということで、人数等にはちょっと合わ
ない部分もあるのですけれども、環境的にはやはり豊似地区のほうがちょっとWi-Fi環境が厳
しいのかなという思いでこういう設置をさせてもらっております。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 介護保険法の規定によりまして、いわゆる保険給付を受ける権利は、
2年を経過したときに時効により消滅するというようになっております。したがって、今回の
ケースで平成29年7月31日以前分については、令和元年8月1日をもって時効が成立してござい
ますので、その以前分が時効分ということになります。分かりやすく言いますと、平成28年分以前の
ものが既に時効が成立しているというように処理させていただいております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、タブレット端末の整備の関係なのでありますけれども、実は、ここにも書いて
いますけれども、いわゆる国が進めるGIGAスクール構想ということなのでありますけれども、もとも
と国は2018年度から2022年度までの5か年間でICT化を進めるということで進めてきていまし
たけれども、何か昨年12月にこのGIGAスクール構想を打ち出して、それが2019、2020年度と
いう形で示されたわけなのでありますけれども、実際この間の、十勝管内でもそうですけれども、新型コ
ロナの地方創生臨時交付金を受けて、タブレット端末、いわゆるGIGAスクール構想に乗って配
付するということなのでありますよね。ということは、多分この短期間に全国でそういった自治体が全国
の小中学校児童生徒にタブレット端末を整備するという内容かと思うのですけれども、IT産業に

としては喜ばしいことなのでしょうけれども、実際この年度内の計画期間に全国のそれ相当の数を整備できるのかどうかというのは非常に疑問なのですけれども、その点はどのように把握をされているのか、ご説明いただきたいと思います。

あと、先ほど高額医療費に係るあれなのですけれども、よくちょっと理解できなかった、27年度分からということで、時効に該当する人はこの15人の中にいなかったということによろしいのでしょうか。それをもう一度ご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 前崎議員の質問にご説明をさせていただきます。

先ほど、当初国のほうから言われたのが2018年から2022年度までの5か年間ということで、そのような予定だったのが、このような状況になり、突然、令和2年度中に整備をしていただきたいという一方的な要請で、私ども現場としても大変困惑しております。

タブレット等につきましても、北海道教育委員会のほうから特に管内あたりで共同購入してはどうかというご提案を受けて、タブレット端末の購入、若干手続が遅れて、結局管内でも統一が取れず、私どもはウィンドウズ10の基本OSソフトを入れたタブレット端末を購入する予定でございます。その理由につきましては、ウィンドウズ、今まで使っておりますので、操作性に優れているということ、それとiPad等はかなり高価であるということ、そういったことがございまして、ウィンドウズ10のタブレット端末を購入する予定でございます。業者のほうにもいろいろお話を聞いております。現在のところ生産も回復しているような状況と聞いております。年度末までには納入される予定でございます。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） もう一度説明させていただきます。

今回未支給となってしまっている人数につきましては、先ほど説明をさせていただきましたが、15人でございます。それから、算定期間が毎年8月1日から7月31日までということで、1人について支給になっていない年が複数の場合もございますので、件数としましては、対象者15人で件数は40件ということになっております。それで、介護保険法第200条第1項により、既に消滅時効となったものにつきましては、全部で11人分、28件、73万5,492円でございます。それから、まだ時効が到来していないものにつきましては、全部で12件、8人分でございます、金額としましては22万2,690円となっております。

以上でございます。

1、議長（堀田） ほかに。

6番、志村議員。

1、6番（志村） 広尾町漁業緊急支援事業の関係で、ちょっと確認の意味でお伺いしたいと思います。

給付対象事業者等については、漁組の組合員ということはよく分かりました。

この中で漁獲量の減少のことも記載されておりますけれども、特に海藻類ですね。海藻類については、私がずっと統計的に広尾町の漁業生産額を見る中で、どうも昆布については特に全量出荷されていないのではないかということが、ちまたでもよく言われています。この辺で採取する日が多ければ多いほど漁獲は上がってくるのだと思うのですけれども、こういった給付金を目当てに、例えば、こんなことは考えたくないのですが、その辺でまた出荷量が調整される可能性があるのではないかというふうに思うのですが、その辺のチェックをどのようにされるのかということと、それから③の中で、町税及び使用料の滞納はないということは、これは当然だと思いますけれども、4番目で「町長が特に認めた者」というのがあるのですけれども、この辺ちょっと随分グレーゾーンの部分が多いのかなと思いますので、どういう事態を想定されているのか、事例が出てこなければ明確には説明できないと思うのですけれども、「町長が特に認めた者」、これらについて、今、想定していることがあればお聞かせいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 志村議員の質問に説明をさせていただきます。

昆布の出荷の件につきましては、この漁業緊急支援事業給付金の制定に際し、漁協と十分協議をさせていただいた中で、1漁業種類ということで、1年間トータルでの水揚げということではなくて、任意の月とさせていただいたところがございます。これに関して言えば、コロナの影響、2月、3月、4月が特に影響があったわけでございますけれども、昨年2月、3月、4月に昆布を出荷された方が今年、仮に2月、3月、4月出荷すれば単価が下がっておりますので、そこら辺を考慮しまして1年間を通しての水揚げではなくて、「任意の月での」ということで表現をさせていただきました。

あと、給付対象者の「町長が特に認めた者」というところの想定でございますけれども、町税の滞納に際しまして、町側から再三再四のご提案といえますか、呼びかけに対しまして全く音沙汰のない漁業者がいるということもありまして、分納誓約される方など税金の関係で相談をしていただければ、給付を出すのかどうかというところの判断をしたいという意味での「特に認めた者」でございます。完納しなくても出せるようなことを考えたいなということでの意味で設けさせていただきました。

以上であります。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） これは水産商工観光課だけではなくて、住民課の税の部分とも関連してくると思いますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思いますが、大丈夫でしょうか、横のつながり。大丈夫ですか。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 志村議員さんからご質問のありました前段の海藻類の関係、これも先ほど課長のほうからも申し上げましたけれども、漁協のほうと十分協議をさせていただいて、仮に出荷が滞るとか、そういったことがないように漁協さんのほうともしっかりと話をさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

また、町税等につきましても、これも事前に漁協さんのほうとも調整をさせていただいておりますが、水産の担当、それから納税の担当のほうで漁協さんのほうともしっかりと協議をさせていただいて、原則の部分には町税等の滞納がない方というところでもありますけれども、こういった緊急支援ということも鑑みまして、きちっと納税相談をされた方については、今後、特別な配慮もあり得るところでの「町長が特に認めた者」という想定でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

質疑を続行します。

10番、小田議員。

1、10番（小田） 小中学校情報機器整備事業について聞きたいと思うのですが、いろんな機器を購入する予定になっていきますけれども、これらの11ページのこの議案資料の中にある機器を購入することで、基本的には全員のリモート学習ができるということを想定していると思うのですが、それに当たって、これでは足りないということで、例えば町のほうできちっと買わなくてはいけない金額とか、そういうものについて教えてほしいのと、それとあとタブレットを配るのはいいのですが、例えば自宅にも自分のパソコンというか、家族のパソコンがあって、それを使い慣れている子どもたちもいっぱいいると思うのですが、それはそれでそれを使ってもらうということでもいいのですよねという確認、そしてあと、これらのタブレットはもちろん自宅でそれぞれ各人が保存できるという、保存というか、もちろん使うということになると思うのですが、そうした場合に当然だとは思いますが、タブレット端末が、例えばアダルト系の

ところに接続というのは当然できないようになっているかとは思いますが、よくそういうのを外すとか、いろんなテクニックとか、そういうのがいろいろあるので、その辺についての危険性といいますか、その辺も教えてほしいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 小田議員の質問にご説明させていただきます。

町のほうでWi-Fi環境のない世帯、先ほどちょっとご説明しましたけれども、約20世帯程度かなと思っております。そういった家庭にモバイルルーターを貸し出しまして、タブレットも貸し出しまして、Wi-Fi環境を整えたいということでございますけれども、そのためには通信費、それが各家庭でご負担となります。現在、国のほうの補助事業で就学援助の世帯に対して年額1万円ですけれども、助成をするという方向で私どもも、今後、補正予算を検討しております。そのような形になっております。

あと、タブレット等は基本的に貸出しを検討しておりますけれども、自宅で光回線、それと先ほど言ったように自宅のパソコン、そういった部分で使い慣れている方がいらっしゃるということであれば、そちらのほうを使っていただいても結構だと思っております。あと、タブレットには、もちろんセキュリティソフトやフィルターソフト、そういうのを組み込む予定でございますが、先ほど議員が言われたように、使う側のモラル、そういった部分が大変重要なことと思っております。貸出要綱と併せてそういった使い方の注意事項、そういった部分、それと教育の部分も併せて進めていきたいと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第68号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてと議案第69号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第68号と議案第69号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第68号 令和2年度広尾町一般会計補正予算(第7号)についてと議案第69号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長(堀田) 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長(堀田) これにて令和2年第4回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時05分